

- 肥料については、品質や安全性を確保するため、公定規格が設定されている。（公定規格を設定・変更する際は食品安全委員会の意見を聞く仕組み。）
- 下水汚泥資源の肥料利用にあたっては、製品に含まれる重金属が基準値を超えていない、植物への害が認められない等の公定規格に適合したもののみ登録を行い、流通を認めている。
- 流通後も、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、重金属の含有量等を確認するとともに、品質管理の徹底のための取組を実施。

○下水汚泥肥料の登録 （事前の品質等の確認）

下水汚泥肥料の公定規格

- ・ 原料の種類
- ・ 原料の条件
- ・ 製品中の有害成分の最大量
ヒ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛
- ・ 植害試験
（原料段階又は製品段階で実施）
栽培試験の結果から、植物への害が認められないことを確認 等

○立入検査の実施 （流通後の定期的な品質等の確認）

- ・ 立入検査では、重金属含有量、帳簿（原料の種類、入手先、投入量等）等を検査し、公定規格に適合した肥料が生産されているかを確認。
- ・ 仮に、重金属の基準値超過等が判明した場合には、生産業者に対し、自主回収、原因究明や再発防止を指導。

※ 汚泥肥料に係る放射性物質の管理
立入検査では、放射性物質の含有量も確認。
（平成23年12月以降、暫定許容値を超過した汚泥肥料はなし）

○品質管理の徹底のための取組

- ・ 汚泥肥料中の重金属管理手引書等を用いて、品質管理責任者の設置、重金属の分析、記録の保管など、事業者自らが品質を管理する際の取組内容を周知。
- ・ 自主的な品質管理を推進するため定期的な研修を実施。